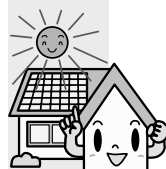


新エネルギー機器などの設置費用の一部を補助



太陽光発電などの新エネルギー機器などを購入し設置した方に、表1のとおり補助金を交付します。

機器の設置日により、表2のとおり申請できる期間が異なりますので、注意してください。

◇対象 市内に住所を有し、対象機器を設置した方

※個人事業主及び法人も対象です。

※市税及び国民健康保険税を滞納している方を除きます。

◇案内・申請書の配布 市役所環境課 東部出張所、あいぽつく、環境コミュニケーションセンター、武蔵野会館で(市ホームページからダウンロードも可)

◇申請 表2の申請期間中に必要書類を持って市役所環境課計画推進係へ

◇申請 表2の申請期間中に必要書類を持って市役所環境課計画推進係へ

※以前、補助金を受けた方は対象となりません。

◇申請 表2の申請期間中に必要書類を持って市役所環境課計画推進係へ

※対象機器の基準は、要綱(市ホームページにあり)で確認できます。

◇申請 表2の申請期間中に必要書類を持って市役所環境課計画推進係へ

※現地調査を行う場合があります。

◇申請 表2の申請期間中に必要書類を持って市役所環境課計画推進係へ

☆詳しくは、環境課計画推進係へ。

◇申請 表2の申請期間中に必要書類を持って市役所環境課計画推進係へ

☆詳しくは、環境課計画推進係へ。

表1

補助対象機器	補助金額
太陽光発電システム	2万円に補助対象機器の最大出力キロワット数を乗じた額(8万円を限度)
太陽熱高度利用システム	5万円(定額)
太陽熱温水器	2万5000円(定額)
蓄電池 ※HEMS等の導入が条件	機器費の3分の1以内の額(5万円を限度)
燃料電池(エネファーム) ※HEMS等の導入が条件	5万円(定額)
住宅用ガス発電給湯器(エコウィル)	3万円(定額)
直管型LED照明器具改修工事	工事費等の2分の1以内の額(5万円を限度)

※補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額です。

※HEMS(ヘムス)とは、家庭のエネルギー使用量・発電量を視覚的に確認し、制御できるシステムです。

表2

	機器設置期間	申請期間
第1期	4月1日～6月30日	7月1日～31日
第2期	7月1日～9月30日	10月1日～30日
第3期	10月1日～12月31日	平成28年1月4日～29日
第4期	平成28年1月1日～3月31日	平成28年3月1日～18日(※)

※第4期は設置予定日で申請できます。

平成28年度から中学校で使用する教科用図書を採用するための見本を展示します。

◇期間・場所
*市役所2階行政資料コーナー

中学校教科用図書の見本を展示



ナール7月17日(金)まで

*市民図書館 6月17日(水)

7月17日(金)

☆詳しくは、教育委員会指導課へ。



消費生活相談室 電話勧誘販売に注意



消費生活相談室に相談のあった事例をもとに、トラブルへの対応を紹介します。

相談

昨日、海産物販売業者を名乗る者から、「カニを買いませんか」と電話があった。「いいません」と断ったが、もし品物が送られてきた場合は、どうしたらよいか。

回答

電話で勧められただけで、承諾していないのに品物が宅配で送られてきた場合は、業者名、連絡先を控えておき、

受け取りを拒否しましょう。また、念のため、承諾していないことを、はがきで販売業者に通知しましょう。

最近、海産物ばかりではなく、健康食品や化粧品などの電話勧誘販売も増えており、断りきれずに契約してしまう方もいます。契約した場合でも、契約書類が届いた日から8日目まではクーリングオフ(無条件解約)ができます。

不要な電話勧誘は、きっぱりと断りましょう。
☆詳しくは、消費生活相談室 544-9399へ。